

## 高額障害福祉サービス等給付費を払い戻します

払い戻しには申請が必要です。下記対象者に1月28日(金)に発送します。

【対象期間】令和2年8月～3年7月利用分

【対象】住民税非課税世帯で65歳に到達するまでの5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護、短期入所等)を利用していた方(一定の要件あり)

【払戻金額】介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)で支払った利用者負担額 ※60～65歳の間に新宿区に転入した場合は、お問い合わせください。

【問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階) ☎(5273)4520・☎(3209)3441へ。

## 快適なマンションライフのために30

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

### 管理会社を変更するのはひと苦労

皆さんは、管理会社と上手にお付き合いができていますか。「何か質問をしても回答がない」「要望を出しても反応がない」などの状況が続くと、担当者への不満等から管理会社を変更したほうが良いの难道うかと考えがちです。この場合は、担当者の上席と話すなどの歩み寄りで解決する場合があります。

しかし、マンション管理組合の最大の経費と言ってもいい管理委託費の支出先である管理会社を10年以上も見直さないのは、理事会の怠慢と言われかねません。一方、管理組合が過度な要求を続けた結果、更新を断られるケースもあるようです。

管理会社に反発し過ぎず、任せ過ぎず、うまく距離をとって上手に付き合うことをおすすめします。

**STOP!!**

還付金詐欺

電話を切って110番

※ATMで還付金手続き

※累積医療費が戻る

新宿区内警察署 新宿区

**STOP!!**

還付金詐欺

電話を切って110番

※ATMで還付金手続き

※累積医療費が戻る

新宿区内警察署 新宿区

少しでも疑問や不安を感じた場合には、最寄りの警察署または、区危機管理課にご相談ください。

▲注意喚起シール

【警察署代表電話】▶牛込 ☎(3269)0110、  
▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110  
【問合せ】区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532へ。

## 明治通りから西側の区域の駐輪施設

### ◆4月からの整備工事等期間中の定期利用者を募集

4月1日(金)から、明治通りから西側の区域の各駐輪施設を民間事業者による運用に変更することに伴い、ラック設置等の整備工事を実施します。整備工事等が完了するまでの期間を暫定的な定期利用期間とし、定期利用者を募集します。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。整備工事へのご理解・ご協力をお願いします。

#### ●定期利用の申し込み方法

所定の申請書を郵送で提出してください。申請書は各駐輪施設で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

【募集期間】2月17日(必着)まで

【暫定的な定期利用実施駅】

対象	期間	利用車種	料金		整備完了後の利用形態
			一般	学生	
大久保駅	半年定期(4～9月)	自転車	6,300円	4,980円	時間利用
落合駅	半年定期(4～9月)	自転車	6,300円	4,980円	時間利用
落合南長崎駅	3か月定期(4～6月)	自転車	3,150円	2,490円	時間利用
新宿駅	半年定期(4～9月)	自転車	6,300円	4,980円	時間利用
新宿西口駅	半年定期(4～9月)	自転車	6,300円	4,980円	時間利用
高田馬場駅(第一)	半年定期(4～9月)	自転車 原付	6,300円 10,800円	4,980円 8,520円	定期利用・ 時間利用
西新宿五丁目駅	3か月定期(4～6月)	自転車	3,150円	2,490円	時間利用
東新宿駅	半年定期(4～9月)	自転車	6,300円	4,980円	時間利用

### ◆4月から通年で定期利用になる駅の定期利用者也募集

通年で定期利用になる下落合駅・高田馬場駅(一部)の定期利用者也募集します。

【定期利用(本運用)実施駅】

対象	期間	利用車種	料金		備考
			一般	学生	
下落合駅	1年間(4～3月)	自転車 原付	18,000円 30,000円	14,160円 23,640円	
高田馬場駅(B区画)	1年間(4～3月)	自転車 原付	12,600円 21,600円	9,960円 17,040円	激変緩和料金
高田馬場駅(I区画)	1年間(4～3月)	自転車	12,600円	9,960円	激変緩和料金

※新大久保駅・中井駅・高田馬場駅(第三・H区画)は、工事期間中は無料で利用できます。

※高田馬場駅(第二・A区画)は整備期間中は閉鎖し、整備完了後は時間利用になります。

※都庁前駅は、すでに民営化しており運営事業者に変更がないため、随時申し込みを受け付けています。

※民営化に伴い、利用形態が定期利用から時間利用に変更となる施設や廃止となる施設があります。運営方法や施設の場所等について、詳しくは新宿区ホームページでご確認ください。

【郵送先・問合せ】日本コンピュータ・ダイナミクス(株)パーキングシステム事業部(〒141-0031品川区西五反田4-32-1) ☎(4213)8016(管理番号:4000)へ。

【区の担当課】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階) ☎(5273)4144

## 福祉

### 介護者家族会 1

高齢のご家族を介護している方、介護していた方同士が、介護の悩みを語り合い、情報交換する場です。当日直接、会場へおいでください(入退場自由)。介護のために参加が難しい方は、ご相談ください。

【2月の日時・会場】▶四谷の会…3日(木)午後1時30分～3時30分/四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10-16)、▶フレンズ…22日(火)午後1時～3時/榎町地域センター(早稲田町85)、▶わきあいあい…9日(水)午後1時30分～3時30分/戸山シニア活動館(戸山2-27-2)、▶大久保・あった会…8日(火)午後1時30分～3時30分/百人町地域交流館(百人町2-18-21)、▶いっぶくの会…5日(土)午後2時～3時30分/落合第一地域センター(下落合4-6-7)、▶かずら会…17日(木)午後1時30分～3時/落合第二地域センター(中落合4-17-13)、▶ひととき…17日(木)午後2時～4時/柏木地域センター(北新宿2-3-7)

【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4254へ。

### ささえーる 中落合の講座 講

①大塚製菓(株)による社会貢献講座「元気で長生き」

【日時・定員】2月17日(木)午後1時～2時30分(15名)

②男のおつまみ講座

【日時・内容・定員】▶2月15日(火)…豚肉巻き焼き(8名)、▶3月15日(火)…麻婆春雨(8名)、いずれも時間は午後2時～4時30分

③ガーデニングサポーター養成講座(入門編)

【日時・定員】3月16日(水)・23日(水)午後1時～3時(15名)、全2回

……<①～③共通>……

【対象】▶①③は区内在住の方、▶②は区内在住の男性

【会場・申込み】▶①は2月10日(木)、▶②は2月8日(火)、▶③は2月28日(月)までに電話または直接、同館(中落合1-7-1) ☎(3565)6375(午前9時～午後6時)へ。

### 新宿いきいき体操講習会 講

加齢に負けない体を作る新宿いきいき体操を覚えませんか。尿失禁予防がテーマのミニ講座もあります。

【日時】2月21日(月)午後2時～4時

【会場】百人町地域交流館(百人町2-18-21)

【対象】区内在住・在勤の方、11名  
【持ち物】上履き(スリッパ不可)、飲み物、タオル、筆記用具。動きやすい服装でおいでください。

【申込み】1月27日(木)～2月14日(月)に電話で地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4568へ。先着順。

### 任意後見講座・

### 任意後見事業説明会 講

①任意後見講座

【日時】3月1日(火)午後1時30分～2時50分

【対象】区内在住・在勤・在学の方、区内在住の方の親族

【内容】任意後見制度の仕組み、利用までの流れ(講師は奥田大介・弁護士)

②任意後見事業説明会

【日時】3月1日(火)午後3時～4時

【対象】区内在住の方とその親族

【内容】区社会福祉協議会の任意後見事業の内容、利用方法、利用料金ほか

……<①②共通>……

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】2月15日(火)までに電話かファックス・電子メール(①氏名(ふりがな)、②希望する回(講座・説明会・または両方)、③電話番号(ファックスで申

し込む場合はファックス番号)、④区内在住・在勤・在学・区内在住の方の親族の別、⑤参加方法(Zoomまたは会場の別)、Zoom参加の方は電子メールアドレスと住所も記入)で区成年後見センター ☎(5273)4522・☎(5273)3082・✉skc@shinjuku-shakyo.jpへ。定員45名(会場参加/30名、Zoom参加/15名)。応募者多数の場合は抽選。

### 地域ささえあい活動助成金 助成団体募集

共同募金を主な財源に地域活動を支援します。

【対象団体】区内で活動する、福祉団体、町会・自治会、市民活動団体ほか

【対象事業】4月1日以降に実施する▶地域福祉の視点が盛り込まれた行事や活動、▶地域での支えあい活動、▶ふれあい・いきいきサロンの運営、▶障害者等の当事者団体の活動ほか

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を2月21日(月)(消印有効)までに郵送で区社会福祉協議会法人経営課(〒169-0075高田馬場1-17-20)

☎(5273)2941へ。要綱・申請書は同協議会で配布しているほか、同協議会ホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp>)から取り出せます。